

災害対策調査特別委員会 運営方針（案）

令和5年6月20日

1 特別委員会の設置目的

災害防止対策及び災害発生時の対応並びに復興計画等に関する事項の審議

2 基本的運営方針

- (1) 災害に強い都市整備や日常的な地域防災力の向上、さらには、災害発生時の自助・共助・公助に基づく避難体制の構築や生活復興に向けた取組等の重要性に着目して調査研究を行う。
- (2) 特別委員会は、調査研究の過程で、執行機関の行政運営に対し、隨時意見要望、政策提案等を行うとともに、国などへ意見書の提出を提案する。

3 運営手続

- (1) 特別委員会の具体的運営（視察及び研究会を含む。）については、理事会で協議していく。
- (2) 委員会における執行機関に対する資料要求については、申し合わせ事項（平成7年9月20日議会運営委員会決定）のとおりとし、執行機関は、要求のあった資料の収集、提供について、積極的に協力する。

【参考】申し合わせ事項「委員会における資料要求について」

委員からの資料要求は、委員会においてその提出の可否を決定する。

ただし、理事会においてその取扱いについての協議が整った場合はこの限りでない。

- (3) 特別委員会の定例的な報告事項の取扱いについては、申し合わせ事項（平成11年6月29日議会運営委員会決定）のとおりとする。

【参考】申し合わせ事項「特別委員会の理事者報告について」

特別委員会の定例的な報告事項については、常任委員会で重複して報告することを要しない。

ただし、報告事項によっては、個々具体的な内容で常任委員会への報告が考えられるケースもあり得るので、その場合は、議長のもと関係委員長及び理事者が協議し、対処するものとする。

4 その他

- (1) 委員会の略称は、「災害対策」とする。
- (2) 執行機関に出席を求める主な説明員は、副区長、危機管理室長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、教育推進部長、広報課長、危機管理課長、防災課長、区民課長、福祉政策課長、生活衛生課長、建築指導課長、管理課長、リサイクル清掃課長、保全技術課長、学務課長とし、その外の関係部課長には必要に応じて出席を求めるものとする。